

公示番号：19a00557

国名：マダガスカル

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト詳細計画策定調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月上旬から2020年1月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.77M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	23日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月16日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年11月1日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	農業分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	マダガスカル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし（黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した場合、黄熱予防接種証明書が要求される。）

6. 業務の背景

マダガスカルにおいてコメは最も重要な作物である。稲作は全耕地面積の約 4 割を占め、コメの総生産量は 381 万トン/年（FAO、2016 年）、消費量は約 103kg/人/年（FAO、2013 年）に及び、いずれもアフリカ随一である。また、生産量の 7 割が自家消費されているが、コメ農家では家計収入の約半分をコメに依存しており、食料安全保障に加え農家経営上も極めて重要性が高い。しかし、伝統的な灌漑を含め全稲作耕地の約 8 割が灌漑されているものの、単収は平均 2 トン/ha 程度に過ぎず灌漑稲作としては低位にとどまり、コメの自給達成には至っていない。

コメの生産拡大を実現するため、より多くの稲作農家に対する適正栽培技術の普及と、稲作環境の維持（流域管理）を進めていくことが求められており、農業省を中心とした上記技術の幅広い導入・普及が喫緊の課題となっている。マダガスカルは「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development: CARD）」対象国であり、JICA は CARD の推進に向けて主に適正栽培技術の開発・普及と流域管理（環境保全）の両面から協力を展開してきた。

コメの自給達成は食料安全保障や経済・貧困削減の観点からも重要であることから、「国家開発計画(PND、2015-2019)」や「セクター開発計画農業・畜産・漁業(PSAEP、2016-2020)」の中でも特に重視されている。また、マダガスカルが属するインド・太平洋地域ではコメの需要が高く、マダガスカル政府としても、2020 年にはコメの自給を達成し、2030 年には同地域の穀倉地帯としてコメの輸出国になることを目指している。本事業はコメの増産・生産性向上に加え、コメのバリューチェーン強化・輸出促進に貢献するものであり、マダガスカルの農業分野の政策目標実現にも貢献するものである。

本事業は当初「コメ流通改善・バリューチェーン開発計画策定プロジェクト」として、コメバリューチェーン改善に資する調査および開発計画の策定、パイロットプロジェクトの実施を通じた能力強化等を行うことが想定されていた。しかし案件開始時期のマダガスカル側の最新のニーズを当該案件に反映できていない恐れがあったことから、2019 年 4 月に先方実施機関と協議を行ったところ、当初想定されたコメバリューチェーン改善に資する調査および開発計画の策定よりも、パイロットプロジェクトの実施を通じた技術協力の実施へのニーズが高くなったことが判明した。当該ニーズに対応するため、開発計画調査型技術協力ではなく技術協力プロジェクトで実施することでマダガスカル側と合意した。

本詳細計画策定調査では、本プロジェクトに係る実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録(M/M) 締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2019年11月上旬～11月中旬)

- ①要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、マダガスカル側関係機関(C/P 機関等)に対する質問票(案)の作成に協力する。なお、「稲作生産・流通にかかる情報収集・確認調査」の経過を踏まえ、調査内容に重複が生じないよう留意して調査計画を検討する(稲作生産・流通にかかる情報収集・確認調査の中間報告書(案)は11月上旬に提出される予定)。
- ②プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分の検討に協力する。
- ③調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2019年11月中旬～12月上旬)

- ①JICA マダガスカル事務所等との打合せに参加する。
- ②マダガスカル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、必要な情報・資料の収集、整理、分析を行うとともに、他の JICA 等調査団員及びその他の関係者と協議を行い、協力の枠組み等を検討する
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 農業畜産水産省(Ministère de l'Agriculture, de l'Élevage et de la Pêche: MAEP) および県農業畜産水産局(Direction Régionale de l'Agriculture et de l'Élevage et de la Pêche: DRAEP)の活動実施体制、予算状況(予算要求規模、承認額、配賦額の実態)、人員体制及び政策の実施状況等
 - イ) 関連各機関の活動実施体制、財務状況(予算配分)、計画の実施状況等
実施体制については、MAEP、DRAEPのみでなく肥料・種子・農機具の生産、サプライチェーンに関わる各機関の役割、活動内容、財務状況、中長期計画の有無とその実施状況等を確認する。
 - ウ) 関連する業者(個人、組合)、民間企業の体制、活動状況、取扱量、資金フロー等
本プロジェクトではサプライチェーン、バリューチェーン強化が重要な要素となることから、農家へ生産インプット(肥料、種子、農機具等)を供給し、生産物を買取り、集出荷するアンタナナリボ及びアロチャマングル

の個人(小売り店主、仲買人)、組織(卸、小売り企業、精米業者)の情報を収集しその実情を確認する。(個人、組織あわせ 5-10 件程度を想定)

- ④現地調査の結果を基に担当分野に係るPDM案、PO案、M/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力するとともに全体の取りまとめに協力する。
- ⑤評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から担当分野に係る事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ⑥担当分野に係る現地調査結果をJICAマダガスカル事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2019年12月上旬～12月中旬)

- ①事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ②PDM案、PO案、R/D(Record of Discussions)案の作成に協力する。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成するとともに全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を、2020年1月10日までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇄ヨハネスブルグ/アジスアベバ/ナイロビ⇄アンタナナリボ⇄ヨハネスブルグ/アジスアベバ/ナイロビ⇄日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2019年11月16日～12月8日を予定しています。

JICAが別途契約するコンサルタントが本業務従事者より約1週間早く、JICAの調査団員は本業務従事者から約1週間遅れて現地調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 稲作政策(JICA)

ウ) 協力企画(JICA)

エ) 肥料・種子・農機サプライチェーン強化(JICAが別途契約するコンサルタ

ント)

オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA マダガスカル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上

あり(英語-仏語)

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。一部コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3159) にて配布します。

- ・ プロジェクト要請書
- ・ 稲作生産・流通にかかる情報収集・確認調査途中経過報告書各種
- ・ 農業・農村開発アドバイザー報告書

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ マダガスカル国農業セクター基礎情報収集・確認調査調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019933.html>
- ・ マダガスカル国中央高地コメ生産性向上プロジェクト終了時評価調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12183877.pdf

本業務の参考となる以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ Rice flows across regions in Madagascar
<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/29334>

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤英語での業務を想定しています(JICA にて英 - 仏通訳を雇上)が仏語ができればなお可。

以上